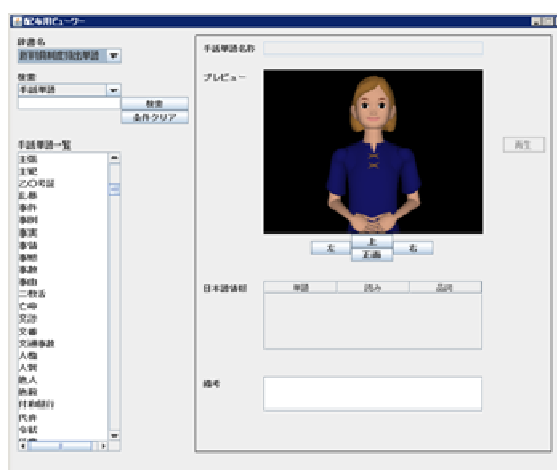


裁判員制度で利用される用語の手話アニメーションを収録したソフトウェア 「裁判員制度に係る手話単語辞書」の無償ダウンロードサイトを開設



「裁判員制度に係る手話単語辞書」画面例

株式会社日立製作所(執行役社長:中西 宏明/以下、日立)は、このたび、日立が制作した裁判員制度で利用される用語の手話アニメーションを収録したソフトウェア「裁判員制度に係る手話単語辞書」の無償ダウンロードサイトを日立のホームページ上に開設します。日立は、本日から2011年3月31日までのおよそ10ヶ月間、本Webサイトにおいて、本ソフトウェアを無償で提供します。

「裁判員制度に係る手話単語辞書」は、社会福祉法人全国手話研修センター 日本手話研究所(所長:高田 英一)協力のもと、裁判員制度で使用頻度の高いと想定される520語の手話単語を標準手話として整理し、これをなめらかな動きで立体感のあるコンピュータグラフィックス(CG)のアニメーションとして編集したものです。収録されている手話単語は、「故意」「無罪」「情状酌量」といった裁判での使用が想定されるものを選定しています。本ソフトウェアはMicrosoft社のオペレーティングシステム(OS:Windows®XP以降)が稼働するパソコンにインストール(設定)することでだれでも簡単に利用することができ、利用者は裁判員制度で利用される用語に関する手話を自宅や学校など、どこでも好きな時間に学ぶことができます。なお、「裁判員制度に係る手話単語辞書」は、厚生労働省による2009年度(平成21年度)障害者保健福祉推進事業^(*)の一環として日立が制作したものです。

*1 障害者保健福祉推進事業: 障害者の就労支援、地域生活支援などを推進し、障害者の自立を支援するような地域の工夫や取組についての調査研究および普及を目的とする事業に対して所要の助成を行い、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実及び障害福祉計画の推進に資することを目的とした厚生労働省の所管事業。

■ 「裁判員制度に係る手話単語辞書」ダウンロードサイト

https://www3.hitachi.co.jp/cgi-bin/products/p-channel/shuwa/download_form.cgi

■ 日立の手話アニメーションに関するこれまでの取り組み

日立は、1995年に手話アニメーションソフト「Mimehand」(マイムハンド)を業界で初めて製品化し、2000年にはCGの質感、操作性、機能を向上させた「MimehandII」(マイムハンド ツー)の提供を開始しました。「MimehandII」は、パソコン上で3次元CGによる手話アニメーションを作成・編集することのできるソフトウェアです。また、「MimehandII」の機能を利用して制作した財団法人全日本ろうあ連盟が出版した「日本語手話辞典」の約8,000用例すべての手話表現を網羅した電子版「日本語手話辞典」もあわせて提供しています。

■ 電子版「日本語手話辞典」に関するホームページ

<http://www.hitachi.co.jp/app/shuwa/dictionary/>

■ 「裁判員制度に係る手話単語辞書」の動作環境

- (1)OS: Windows® XP SP3 / Windows Vista® SP2 / Windows® 7
- (2)CPU: インテル® Core™ 2 Duo 2GHz 以上
- (3)メインメモリ: 1GB 以上
- (4)ハードディスク: 450MB 以上
- (5)グラフィックボード: 1024×768 で 16bit 以上の表示能力

■ 商標名称に関する表示

- ・Microsoft, Windows および Windows VISTA は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・その他記載の会社名および製品名は、各社の商標もしくは登録商標です。

■ 本件に関するお問い合わせ先

株式会社日立製作所 情報・通信システム社 公共システム営業統括本部
カスタマ・リレーションズセンタ [担当: 佐々木、森]
〒136-8632 東京都江東区新砂一丁目6番27号 新砂プラザ
URL: <http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/inquiry/inquiry.html>

以上

このニュースリリース記載の情報(製品価格、製品仕様、サービスの内容、発売日、
お問い合わせ先、URL 等)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と
情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
